


堺市公報 第201号	令和4年1月7日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について 【財政局税務部税制課】	2
○土壤汚染対策法第11条第2項に基づく形質変更時要届出区域の指定一部解除につ いて 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	5
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	7
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	7
<公告>	
○堺市黒山西土地区画整理組合の解散について 【建築都市局都市整備部】	9
○建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第2項の規定に基づく 公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	9
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	10
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	10
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
○都市公園の廃止に係る公告及び縦覧について	

告 示

堺市告示第1号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
学校法人 松本学園 大阪府堺市東区菩提町1丁26番地	令和3年12月15日 (令和3年1月1日以後に支出された寄附金)

堺市告示第2号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、平成27年堺市告示第278号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定解除する形質変更時要届出区域
堺市堺区松屋大和川通3丁140番2及び4丁156番2の各々の一部（別紙図面参照）

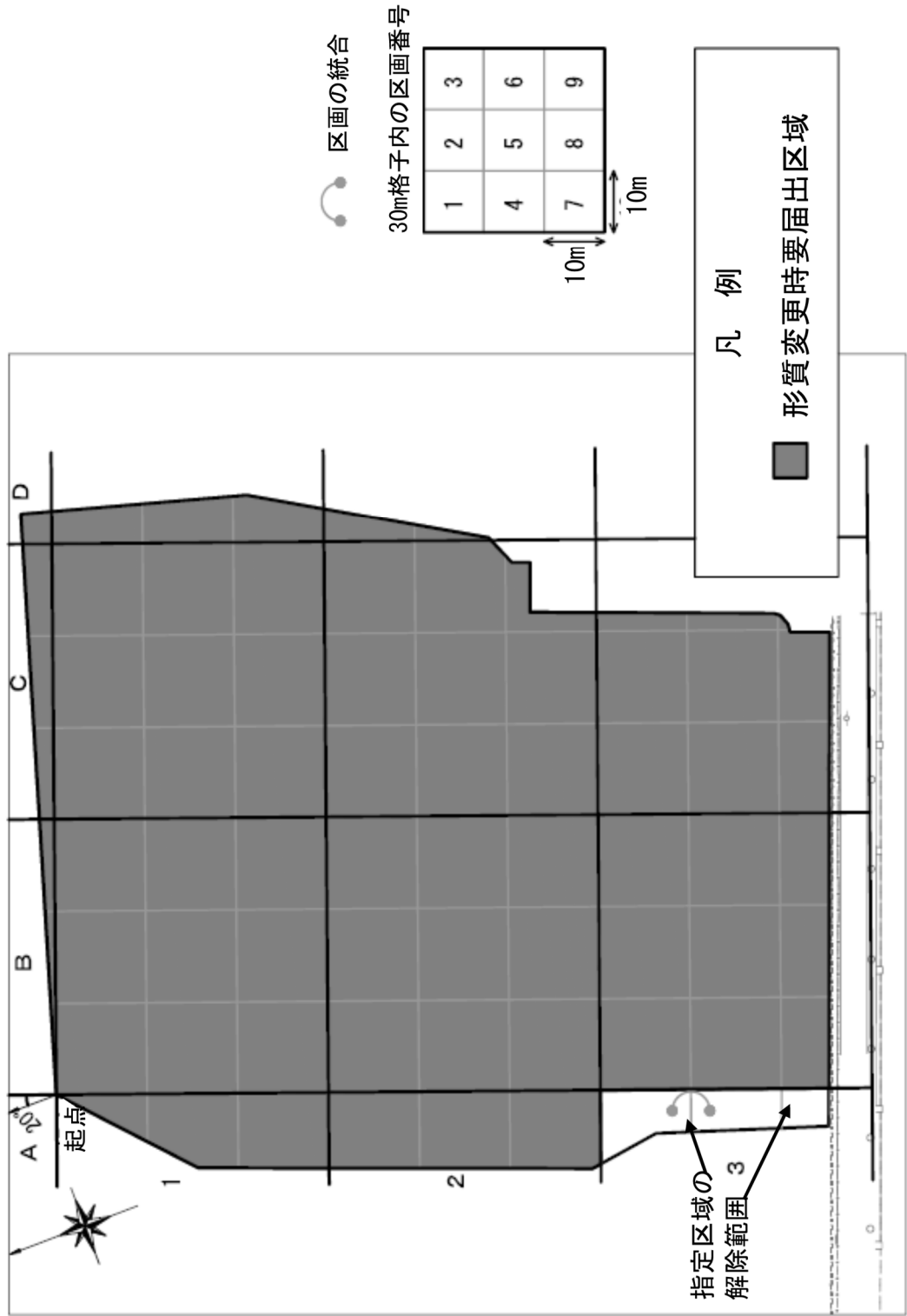
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 鉛及びその化合物
 - 砒素及びその化合物
 - ふっ素及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 鉛及びその化合物
 - 砒素及びその化合物
 - ふっ素及びその化合物

- 4 講じられた汚染の除去等の措置
 - 土壤汚染状況調査の一部追完

別紙

形質変更所要届出区域



堺市告示第3号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

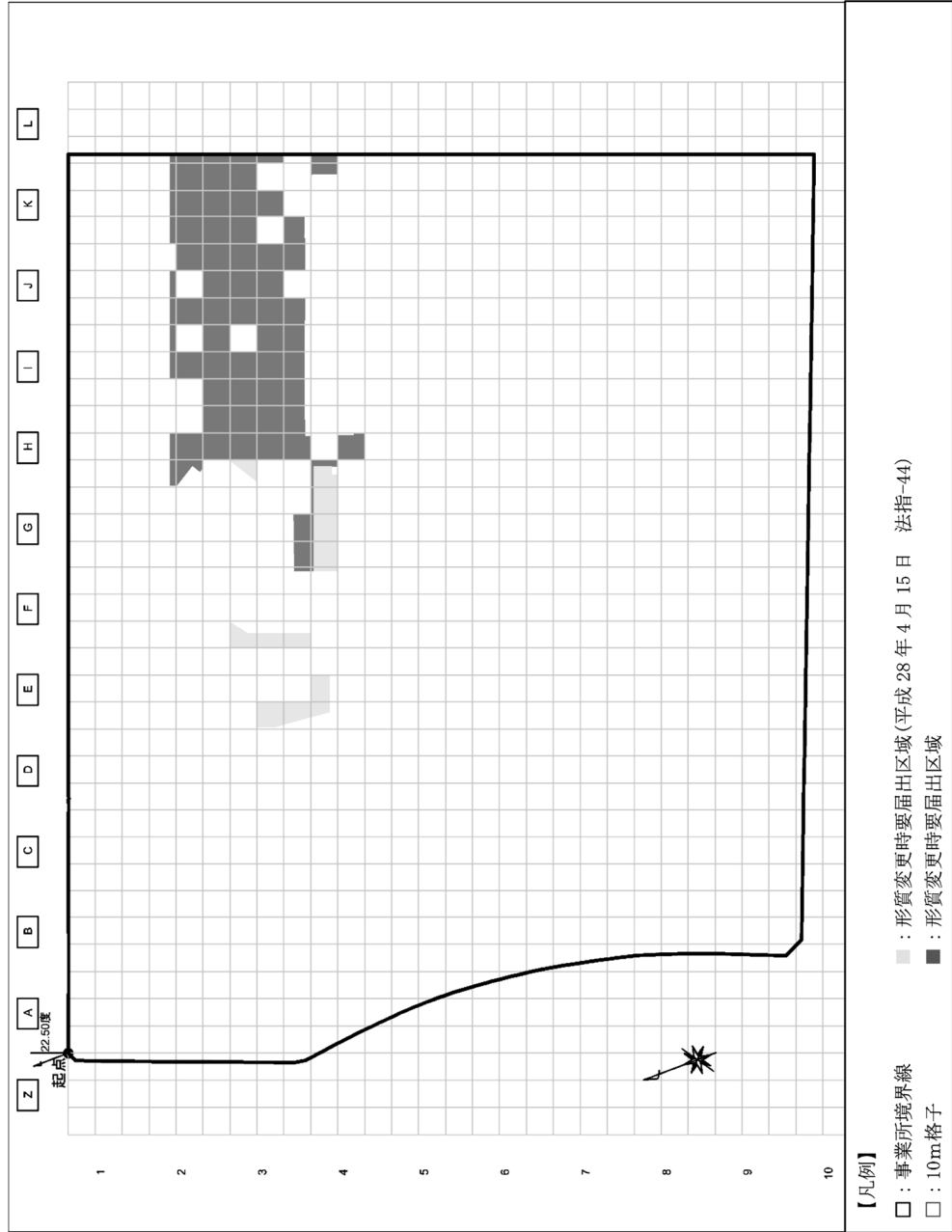
令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺区三宝町八丁374番及び374番1の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン
1, 1-ジクロロエチレン
1, 2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

別紙

形質変更時要届出区域



堺市告示第4号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

1 一時預かり事業（在園児以外を対象）

名称	所在地	設置者	確認年月日
ノーブル保育園	堺市堺区向陵東町2-7-1	株式会社 いずみキッズ パートナーズ	令和3年12月15日



堺市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北花田6号線	北区常磐町3丁251番地先	旧	4.60 9.68	265.98	※0080
	北区常磐町3丁276番地先	新	7.00 9.68	265.98	
北花田14号線	北区常磐町3丁251番地先	旧	6.02	4.20	※0113
	北区北花田町3丁75番地先	新	6.02	4.20	
北花田28号線	北区常磐町3丁251番地先	旧	7.05 7.25	40.97	※0127
	北区北花田町3丁42番5地先	新	6.46 7.10	40.97	

公 告

堺市公告第6号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、令和3年12月17日に堺市黒山西土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

堺市公告第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき建築協定加入書の提出があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

- | | |
|-----------|--|
| 1 建築協定の名称 | 堺市南区新檜尾台1丁全区建築協定 |
| 2 加入地番 | 堺市南区新檜尾台1丁1番6 |
| 3 縦覧場所 | 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課 |

堺市公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区新家町766番6から766番8まで、769番、794番4、794番5及び地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区土塔町2219番地

霜野 哲也

堺市公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区深阪四丁2562番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西三丁4番14号

株式会社アール・ティー・シーマネージメント

代表取締役 松尾 忠浩

堺市公告第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区金岡町2743番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区金岡町2239番地
芝尾 健

~~~~~

堺市公告第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区日置荘西町六丁541番1、541番2、549番1及び549番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市住吉区长居東四丁目11番4号  
株式会社富士木材  
代表取締役 井上 晴樹

堺市公告第12号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定に基づき、都市公園の廃止について、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称           | 位 置            |
|----|---------------|----------------|
| 1  | 堺市第57-01号公共緑地 | 堺市北区大豆塚町2丁20番4 |

2 区域

別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 廃止の日

令和4年1月7日

堺市北区大豆塚町2丁20番4

別紙

# 位置図

